年齢層別の教育費等の主な負担軽減策

(注)金額は平成28年度予算額に基づき作成。 復興特別会計を除く。

年龄0 3

6

15

18

22歳

「幼稚園」

「小学校]

「中学校」

「高校等」

「大学等」 「大学院」

幼稚園就園奨励費 補助等

(幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進)

・世帯の所得状況に応じ、所得 階層を5つに区分し、308千円 (私立幼稚園の平均保育料等) を上限に就園奨励費を支給。

•一定の年齢の範囲で第2子半 額、第3子以降無償となるよう支 給額を増額。平成28年度より、 低所得(年収約360万円未満相 当)世帯について、当該年齢制 限を撤廃。

※子ども・子育て支援新制度においても同等の取組を実施。

義務教育の無償

(国公立学校における義務教育は無償 (授業料不徴収))

義務教育教科書無償給与

(児童生徒1人当たり教科書費平均: 小学校3.410円、中学校4.944 円/年)

就学援助

(学用品、学校給食、修学旅行費等 73,000円/年)

※準要保護の平均 (平成25年度実績)

高校就学支援金制度

年収約910万円未満(※)の世帯 の高校生等に対する授業料への 支援として、年間約12万円の高等 学校等就学支援金を支給。私立 の低中所得世帯には所得に応じ、 1.5倍から2.5倍額を支給。 (※両親のうち一方が働き、高校

生1人、中学生1人の4人世帯の 場合。)

高校生等奨学給付金

生活保護受給世帯及び非課税世 帯の、授業料以外の教育費を支

(生徒1人当たり:約3~14万/年)

授業料の減免等

(・すべての国立大学・高専に減免制度あり。運営費 交付金の算定にあたって考慮)

(・私立大学等が行う減免措置に対して、国が1/2以

(・経済的支援に関する実証研究事業への協力により、 私立専門学校が行う減免措置に上乗せして支援)

(独)日本学生支援機構奨学金事業

(•無利子(私立大学自宅外):3,6.4万円/月 から選択)

(・有利子(大学):3,5,8,10,12万円/月から選択)

業績優秀者返還免除

給与型の経済的支援

学部学生等に対する助言や実 助者として参画した業務(RA)に 対する給与を各大学が自主的に

特別支援教育就学奨励費

(学用品、学校給食、修学旅行費、寄宿舎居住経費、帰省費等)

児童手当

(3歳未満:1万5千円/月、3歳以上:第2子まで1万円/月、 第3子以降1万5千円/月、中学生:一律1万円/月 ※所得制限以上 5千円/月(当分の間の特例給付)

〈扶養親族等の数が3人の場合 所得736万円以上(年収額では960万円以上)〉)

日本人留学生に対する経済的支援

高校生留学促進事業 (10万円×1,300人)

・ 奨学金支給等による経済的負担の軽減

(長期:270人,短期:23,000人)(6~14.8万円/月 他) ・貸与奨学金による経済的負担の軽減

ト**ビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム** 高校生等】 8~14万円/月他、 500人程度/ 大学生等】 12~20万円/月他、 1,000人程度/4 8~14万円/月他、500人程度/年 12~20万円/月他、1,000人程度/年

教育訓練給付

※雇用保険の一般被保険者(昼間学生は 除かれる。)の加入期間が最低1年必要。

・一般教育訓練:訓練費用の2割相当額(上限10万円)

専門実践教育訓練:訓練費用の4割相当額(上限32万円/年)。

資格取得等した場合には、訓練費用の2割相当額を追加給付(上限16万/年)。

扶養控除

(所得税:38万円、

住民税:33万円の所得控除)

特定扶養控除

(所得税:63万円、 住民税:45万円 の所得控除)

勤労学生控除(所得税:27万円、住民税:26万円の所得控除※所得制限あり)

教育資金一括贈与 (祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与する場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税とする措置。30歳までが対象)

学校への 主な支援 義務教育費国庫負担金 1兆5,271億円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,023億円

国立大学法人運営費交付金

1兆945億円

私立大学等経常費補助 3,153億円

地方財政措置